



近時の労働判例を踏まえた実務上の留意点

—安全配慮義務・ハラスメント・賃金の支払に関する事例—

本セミナーでは、近時の労働判例をピックアップして、その判断のポイントと実務上の留意点とともに、ベースとなる労働法の基本的な知識を学んでいきます。

今回は、安全配慮義務違反の成否、ハラスメントと使用者責任の成否、賃金の支払に関する労使慣行の成否、賞与・退職金の支払義務の有無が問題となったケースを取り上げる予定です。就業規則上の取決めや日々の労務管理にあたって確認・注意すべき事柄を皆さんと一緒に考えていきたいと思っております。

日時 令和6年10月23日(水)
午後3時～5時

講師 弁護士 山中 健児
(石寄・山中総合法律事務所代表弁護士)

開催方法 WEB 開催

定員 100名

(Microsoft Teams meeting を使用)

対象者 企業の経営者、人事担当者、現場管理職

参加費 5,500円(税抜5,000円)

※石寄・山中総合法律事務所の顧問先企業は1社あたり4名様まで無料とさせていただきます。

申込方法 FAX 又はメールでお申し込みください(申込み〆切り10月17日(木))。

【講義プログラム】

- | | |
|---------------------|-----------------------------|
| 1. 過労死・過労自殺に関する事例 | 3. 賃金の支払に関する事例 |
| (1) 過労死と使用者責任(事例①) | (1) 労使慣行の成否(事例⑤) |
| (2) 過労自殺と使用者責任(事例②) | (2) 賞与の在職日支給の適否(事例⑥) |
| (3) 判断のポイントと実務上の留意点 | (3) 退職金の減額・不支給(事例⑦) |
| 2. ハラスメント事例 | (4) 各事例の判断のポイント
と実務上の留意点 |
| (1) パワハラと使用者責任(事例③) | |
| (2) セクハラと使用者責任(事例④) | 4. まとめと質疑応答 |
| (3) 判断のポイントと実務上の留意点 | |

【次回の開催予定】 12月4日(水) 午後3時～5時

(近時の労働判例を踏まえた実務上の留意点②)

参加申込書

石寄・山中総合法律事務所 宛

※本申込書に必要事項をご記入頂き、下記いずれかの方法でお申し込み下さい。

FAX送信にてお申し込み頂く場合 FAX 番号：03-3272-2991

Eメールにてお申し込み頂く場合 送信先アドレス：seminar@iylaw.jp

(本申込書をPDF化し、添付ファイルで送信して下さい)※申込み〆切り 10月17日(木)

<p>テーマ：近時の労働判例を踏まえた実務上の留意点 —安全配慮義務・ハラスメント・賃金の支払に関する事例— 日時：令和6年10月23日(水)午後3時～午後5時 (WEB開催 [Microsoft Teams meeting を使用]) 定員 100名 参加費：1名様あたり5,500円(消費税抜5,000円) ※お申込書にご記載頂いた宛先に請求書を送付させていただきます。 ※石寄・山中総合法律事務所の顧問先企業は1社あたり4名様まで無料とさせていただきます。</p>	
会社・団体名	<input type="checkbox"/> 顧問 <input type="checkbox"/> 非顧問 該当する箇所にチェック☑をお願いします。
住所 〒	
所属・役職 (代表者) 氏名	Eメール @ ※申込手續完了後に Teams の接続情報を上記のアドレスにご案内させていただきます(複数名でご参加の場合にも代表者様のアドレス宛てに一括してご案内させていただきます)。
TEL ()	FAX ()
その他の参加者 所属・役職	氏名
※顧問先企業は、4名様まで無料とさせていただきます。 ※定員の都合上、1社あたり最大5名までとさせていただきます。	
【請求書の送付先】(顧問先企業で5名お申込の場合又は非顧問先企業の場合) 該当する箇所にチェック☑をお願いします。 <input type="checkbox"/> 上記住所・代表者と同じ <input type="checkbox"/> 下記のとおり(上記住所・代表者と異なる場合のみご記入下さい) 送付先住所 所属・役職・ご担当者氏名	

※ご記載頂いた情報については、本セミナーでの利用のほか、今後のセミナーのご案内にも利用させていただきます。